

(3) 直近の空き家対策取組状況について

資料 8

■ 空き家関係補助事業一覧

		空き家等対策補助金（予算 350 万円）	
		空き家等改修補助金 【継続：H29.9～】 予算 200 万円	老朽空き家等解体補助金 【新規：H31.4～】 予算 150 万円
補助の目的		空き家の利活用を促進するため、改修費用の一部を補助する事業	空き家の解体費用の負担を軽減するため、解体費用の一部を補助する事業
補助対象者		- 以下に該当する方 a) 取得した空き家に居住 b) 第三者に賃貸する c) 賃借して居住 - 市税等の滞納がない方	- 空き家の所有権を有している方 ※共有している場合は共有者全員の同意を得ている方 ※所有権以外の権利者は所有権者の同意を得ている方 - 市税等の滞納がない方
補助対象建物		市内にある一戸建て住宅 ※賃貸物件は除く	- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物 5 年以上、空き家であった - 公共事業の補償対象外
補助対象工事		- 市内業者が行う改修工事 ※家電（I7J等）設置は除く - 交付決定後に着工する工事	更地にする工事 ※動産処分費は含まない
	基本額	補助対象工事費の 3 分の 1 ※20 万円を限度	補助対象工事費の 2 分の 1 ※20 万円を限度
	加算額	- 市外から転入 ：5 万円/人（4 人まで） - 中学生以下の子がいる ：2 万円/人（4 人まで） - 夫婦共に 39 歳以下：2 万円	市内業者の解体：10 万円
	補助金額	最高額 50 万円 ※基本額と加算額の合計は補助対象工事費を上限	最高額 30 万円 ※基本額と加算額の合計は補助対象工事費を上限